

実証機関選定の考え方について（案）

本技術分野では、閉鎖性海域における水環境改善技術に対するニーズや知見、実証試験場所の確保、その他の実証試験を実施する上で、その主体に高い公共性が求められるものであるため、昨年度に引き続き、地方公共団体を対象に実証機関を募集することとする。

平成20年度より新たに実証機関となることを希望する地方公共団体については、その選定に当たって、昨年度と同様、以下の各観点に基づいて検討を行うことが必要であると考えられる。

なお、平成19年度の実証機関が、平成20年度も引き続き実証機関となることを希望する場合には、実証機関の募集期間内にその旨を書面にて環境省に通知することをもって、申請書類の提出に代えることができる（環境技術実証モデル事業 実施要領 第4章 1）。また、現在実施している実証試験を延長する際には、延長申請書の提出を求め、それを元に書類審査を行うこととする。

1. 経理的基礎について

- ① 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ② 定期的に会計監査を実施すること

【申請書類】

- ・ 20年度は地方公共団体を対象に募集するため、本項目に関する書類提出は求めない。

2. 組織・体制について

- ① 本環境技術実証モデル事業における実証機関として、必要な体制が構築できること。
- ② 本モデル事業に関連する各機関・組織において、組織間の具体的な役割分担、責任が明確であること。
- ③ 本モデル事業に関連する各機関・組織において、役割を遂行するのに十分な人員等が確保されていること。
- ④ 実証の対象とする技術を公募する際、自管区外からの申請についても受付可能のこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により（パイロットプラントの設置等）、職員を管区外にまで派遣しないと実証試験の実施が困難な場合については、この限りではない。

【申請書類】

- ・ 実証機関としての実施体制（資料 8-2：別添2、2-1～2-5）

3. 技術的能力について

- ① 実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。
- ② 実証試験を実施するために十分な試験設備等が利用可能なこと。
- ③ 実証試験を行う人員は、十分な能力を有していること。
- ④ 想定されている実証試験の内容が具体的で、かつ実施可能性が高いこと。
- ⑤ 想定されている実証試験が、当該地方公共団体の状況に即したものであること。

【申請書類】

- ・実証試験の実施体制に関する補足説明資料
(資料 8-2 : 別添 2-1 ~ 2-4)
- ・想定している実証試験について
(資料 8-2 : 別添 4)

4. 公平性の確保について

- ① 実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成及び実証試験全体の運営において、実証申請者等による運用が差別的になるおそれがないように、実証試験の運用の公平性が保たれること。
- ② 実証申請者の実証試験の申請に係る様式その他の実証試験の申請に必要な情報及びこれらを実証申請者に提供するための手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。
- ③ 職務上知り得た機密の保持手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

【申請書類】

- ・20年度は地方公共団体を対象に募集するため、本項目に関する書類提出は求めない。

5. 公正性の確保について

- ① 申請実証機関が、実証対象技術に関する実証申請者からの相談に応じ、助言を行う事業その他業務を行うことにより実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 申請実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が開発した技術の実証試験を行わないこと。
- ③ 実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が開発した技術の実証試験を行わないこと。
- ④ 実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること

【申請書類】

- ・ 20年度は地方公共団体を対象に募集するため、本項目に関する書類提出は求めない。

6. 実証試験の品質管理について

実証試験要領に定める品質管理を適切に実施すること。

【申請書類】

- ・ 「実証試験要領 付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム」を満たすことが確認できる品質マニュアル等の文書（いかなる名称、様式でもよい）。

以上